

明石市はたちのつどい2025会場設営等業務委託内容

1 開催日時

式典：令和7年1月13日（月・祝）

第1部 10：00から10：45まで

第2部 14：00から14：45まで

会場周辺交通規制：9：00から16：30まで（予定）

2 会場

明石市立市民会館（明石市中崎1丁目3-1）

3 委託業務

- (1) 各種会場設営に関すること。
- (2) 安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること。
- (3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること。

4 委託業務内容

- (1) 各種会場設営に関すること

① 実施本部設営（市民会館石畳）

ア 実施本部用のテント6張（1.5間×2間）を指示する場所に設置し、長机・パイプいす・ホワイトボード・屋外用暖房器具を必要数準備すること。

イ テントには転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

ウ 音響設備としてスピーカー2台、アンプ1台、委託者が準備する音楽用CDをアンプ接続して再生可能なデッキ1台、マイク1本を指示する場所に設置すること（スピーカー用ケーブルの配線方法については、別紙3「会場設営図」を参照）。

スピーカーからホール内の式典の音声を放送できるように「明石市はたちのつどい2025映像出力業務委託」受託者が配線を行うので、接続については受託者間で調整を行うこと。

なお、マイクは別チャンネルとし、ホール内音声またはCD音源とミキシングして同時放送可能なものとする。

エ 上記ア～ウは令和7年1月13日（以下「当日」という。）の午前8時00分までに作業を完了すること。

なお、令和7年1月12日（以下「前日」という。）午後1時から午後5時までの間に事前搬入ができるものとするが、屋外保管となることに留意すること。また、当日、荒天等により実施本部を市民会館石畳上に設置できない場合は、委託者の指示により、市役所駐車場1階または市民会館内に、実施本部設営用の資機材を移動させる場合がある。

オ 上記項目の詳細については別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」、別紙3「会場設営図」及び別紙4「実施本部設営図」を参照のこと。

② 市役所周辺会場設営

- ア 市役所駐車場 1 階の資機材集積場所として指示する場所に、別紙に記載の資機材を搬入すること。
- イ 上記アは前日の午後 1 時から午後 5 時までに作業すること。
- ウ 上記項目の詳細については別紙 1 「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙 3 「会場設営図」を参照のこと。

③ 市民会館内設営

- ア 大ホール観覧席最前列の舞台前に登壇防止の紅白幕（自立式 高さ 900mm、延長 25m 程度）を設置すること。
- イ 市民会館内の指示する場所に、別紙にて指示する資機材を搬入すること。
- ウ 作業時間は前日午後 1 時から午後 5 時までとする。
- エ 上記項目の詳細については別紙 1 「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙 5 「市民会館内設営図(1)(2)」を参照のこと。

(2) 安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること

① 交通規制に係る安全対策用資機材

- ア 交通規制場所に以下の資機材を運搬・撤去すること。
なお、場所、数量及び搬入日時については、別紙 1 「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙 2 「資機材等設置・運搬場所図」を参照のこと。
 - A 大型バリケード（公団型バリケード）
 - (a) サイズは幅 1,800mm、高さ 1,000mm 程度のもの
 - (b) 2 本又は 4 本程度の足で自立可能なものの
 - (c) 風速 5 m/s 程度の風でも転倒しないもの
 - B カラーコーン（ウエイト含む）
 - C A 型バリケード（幅 1,200mm、高さ 800mm 程度のもの）
 - D 「⑪歩行者専用看板」
幅 450mm × 高さ 1,800mm、足部分 300mm で自立式・片面表示とする。
転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。既製品を用意出来ない場合は作製し、処分についても受託者が対応すること。
- イ 上記の運搬作業時間は、当日の午前 6 時から午前 8 時までとする。
- ウ 撤去作業は交通規制解除（午後 4 時 30 分を予定）後、速やかに実施すること。

② その他の安全対策用資機材

- ア その他の安全対策用資機材を指示する場所に搬入すること。
なお、資機材内容・数量・搬入日時は別紙 1 「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」及び別紙 2 「資機材等設置・運搬場所図」を参照のこと。
- イ 無線機は以下の条件を満たすものとし、必ず事前テストを実施のうえ、満充電にして納品すること。
 - A 通話可能距離 1 km 以上かつ送信出力 1 W 以上のもの。

B リモートマイクイヤホン付き。ただし、取り外してスピーカー出力に切替えが可能であるもの。

C 免許及び登録を要しないもので、技適マーク表示付きのもの。

(3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること

ア 別紙6「看板作製見本」(1)～(3)において、「受託者にて作成」と指定のあるものについては案内看板を作製し、指示する場所に設置すること。また、「委託者にて準備」と表記のあるものに関しては、前日までに委託者が市役所駐車場1階の資機材集積場所に搬入したものを、受託者にて指示する場所に運搬及び設置すること。なお、設置日は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」、「②交通規制啓発用」、「③交通規制啓発用（この先交通規制）」は令和6年12月20日までに設置すること。

B 「④交通規制啓発用（右折不可）」、「⑤交通規制啓発用（左折不可）」、「⑥交通規制啓発用（直進不可）」、「⑦右折不可看板」、「⑧車両乗降場所誘導用（右折）」、「⑨車両乗降場所誘導用（左折）」、「⑩車両乗降場所案内用」は当日の午前8時までに作業を完了すること。

イ 当日、交通規制解除（午後4時30分を予定）後、速やかに撤去すること。また、委託者が準備した案内看板については、撤去後に市役所駐車場1階の資機材集積場所に返却すること。

ウ 受託者にて作成する看板の規格は以下のとおりとする。

A 「①駐車場使用禁止啓発用」

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。

市役所駐車場内バリカー等に取り付けるが、転倒防止のため重石等を必要数取り付け、補強を行うこと。

B 「②交通規制啓発用」、「⑧車両乗降場所誘導用（右折）」、「⑨車両乗降場所誘導用（左折）」、

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。電柱等に取り付けるが、風で外れたり向きが変わることのないよう十分に固定すること。

C 「⑩車両乗降場所案内用」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・両面表示（A型）とし、転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

エ 上記ウの案内看板においては、通行人等の接触を考慮のうえ、看板側面に保護部材（スポンジ等）を取り付けること。また、「①駐車場使用禁止啓発用」、「②交通規制啓発用」については20日間程度の掲出に耐えられる材質とすること。

オ 上記ウの案内看板の処分は受託者が対応すること。

カ 委託者が準備する案内看板は、全て自立式看板であるが、「③交通規制啓発用（この先交通規制）」は電柱等に括りつけて固定すること。その他の「④交通規制啓発用（右折不可）」、「⑤交通規制啓発用（左折不可）」、「⑥交通規制啓発用（直進不可）」、「⑦右折不可看板」については、委託者が準備した重しを使用し、転倒防止のための措置を行うこと。

キ 案内看板の内容・作製枚数については別紙6「看板作製見本」(1)～(3)を、設置場所については別紙2「資機材等設置・運搬場所図」をそれぞれ参照のこと。

5 その他

不明な点については市及び委託業務受託者が協議のうえ、決定する。

【別紙1】資器材必要数量・設置運搬場所一覧

1 資器材必要数量（合計数）

資器材等		備考
種類	数量	
1 本部用テント	6	1.5間×2間 横幕は【別紙4参照】
2 テント用重石	一式	
3 長机	13	幅1,500mm～1,800mm、奥行き450mm～600mm、高さ1,100mm程度のもの
4 バイいす	34	
5 ホワイトボード	1	ホワイトボード用の黒色ペンを4本以上付属させること
6 屋外用暖房器具	3	燃料(運転8時間程度分)含む
7 音響用機器	一式	スピーカー2台、アンプ1台、マイク1本 (スピーカー用ケーブルについては「別紙3」を要参照)
8 カラーコーン(ウェイト付)	85	前日搬入(交通規制用以外):50、当日搬入(交通規制用):35
9 コーンバー	19	
10 A型バリケード	14	幅1,200mm×高さ800mm程度 前日搬入(交通規制用以外):8、当日搬入(交通規制用):6
11 大型バリケード	8	公団型バリケード 幅1,800mm×高さ1,000mm程度
12 ステージ用紅白幕	1	自立式 高さ900mm、延長25m程度 「別紙5」参照
13 無線機	78	
14 簡易ベッド	1	救護室(楽屋8)設置用
15 毛布	1	救護室における傷病者等保温用
16 看板① 駐車場使用禁止啓発用	2	12月20日までに設置
17 看板② 交通規制啓発用	2	12月20日までに設置
18 看板③ 交通規制啓発用(この先交通規制)	1	12月20日までに設置 ※委託者が準備するもの
19 看板④ 交通規制啓発用(右折不可)	1	当日に設置 ※委託者が準備するもの
20 看板⑤ 交通規制啓発用(左折不可)	1	当日に設置 ※委託者が準備するもの
21 看板⑥ 交通規制啓発用(直進不可)	2	当日に設置 ※委託者が準備するもの
22 看板⑦ 右折不可看板	3	当日に設置 ※委託者が準備するもの
23 看板⑧ 車両乗降場所誘導用(右折)	1	当日に設置
24 看板⑨ 車両乗降場所誘導用(左折)	1	当日に設置
25 看板⑩ 車両乗降場所案内用	1	当日に設置
26 看板⑪ 歩行者専用看板	6	当日に設置
27 看板転倒防止のための重石等	一式	
28 A型バリケード(標識付)	5	※委託者が準備するもの

※ 水色網掛けの資機材は、委託者(明石市)が準備するため、運搬、設置及び撤去作業のみを行うこと

※ 全ての資器材を前日に「B 市役所駐車場内資器材集積所」に搬入・仮置き可

2 資器材設置・運搬場所等

(1) 12月20日までに設置

資器材等		備考	設置・運搬場所
種類	数量		
16 看板① 駐車場使用禁止啓発用	2		
17 看板② 交通規制啓発用	2		①～③設置指示場所 【別紙2】資器材等設置・運搬場所図参照
18 看板③ 交通規制啓発用(この先交通規制)	1	※委託者が準備するもの	

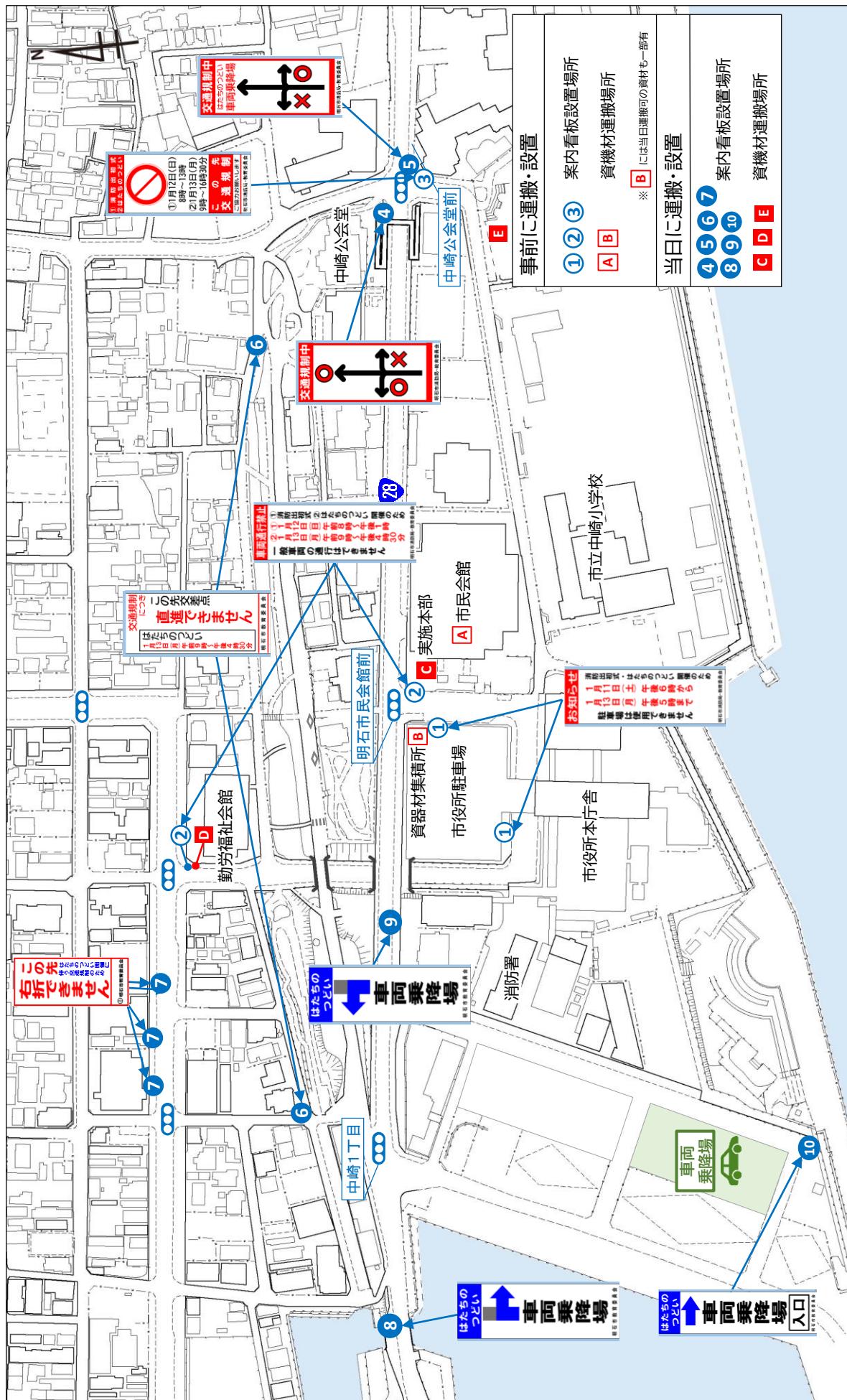
(2) はたちのつどい前日(1月12日) 13:00～17:00に搬入・設置

資器材等		備考	設置・運搬場所
種類	数量		
12 ステージ用紅白幕	1	大ホール舞台前に設置	A 市民会館内 ([別紙2]資器材等設置・運搬場所図、 【別紙5】市民会館内設営図参照)
13 無線機	78	ロビーに搬入	
14 簡易ベッド	1	楽屋8(救護室)に搬入	
15 毛布	1	楽屋8(救護室)に搬入	
8 カラーコーン(ウェイト付)	50	※左記は前日に必要な数量(当日分を含む全てを前日に搬入・仮置き可)	B 市役所駐車場内資器材集積所 ([別紙2]資器材等設置・運搬場所図、 【別紙3】会場設営図参照)
9 コーンバー	19		
10 A型バリケード	8		

(3) はたちのつどい当日(1月13日) 6:00~8:00に搬入・設置日に「C 市役所駐車場内資器材集積所」に搬入・仮置き可)

資器材等 種類	数量	備考	設置・運搬場所
【市民会館前交差点 交通規制用】			
8 カラーコーン(ウエイト付)	10		
11 大型バリケード	4		B 市役所駐車場内資器材集積所 ※集積所に置いておく (交差点等までは市が運搬)
26 看板⑪ 歩行者専用看板	2		
27 看板転倒防止のための重石等	一式		
28 A型バリケード(標識付)	1	※委託者が準備するもの	
1 本部用テント	6	※前日から石畳上で仮設可	
2 テント用重石	一式		
3 長机	13		C 市民会館前石畠(実施本部) ([別紙2]資器材等設置・運搬場所図、 [別紙3]会場設営図参照、 [別紙4]実施本部設営図)
4 パイپいす	34		
5 ホワイトボード	1		
6 屋外用暖房器具	3		
7 音響用機器	一式	スピーカー以外の資器材は「別紙4」 の「音響設備」へ設置	
【勤労福祉会館前 交通規制用】			
8 カラーコーン(ウエイト付)	20	右折レーン封鎖用	
10 A型バリケード	4		D 勤労福祉会館前 ※交差点の規制場所付近にまとめて置く ([別紙2]資器材等設置・運搬場所図参照)
11 大型バリケード	4		
26 看板⑪ 歩行者専用看板	2		
27 看板転倒防止のための重石等	一式		
28 A型バリケード(標識付)	3	※委託者が準備するもの	
【中崎公会堂前 交通規制用】			
8 カラーコーン(ウエイト付)	5		
10 A型バリケード	2		E 中崎公会堂前 ※交差点の規制場所付近にまとめて置く ([別紙2]資器材等設置・運搬場所図参照)
26 看板⑪ 歩行者専用看板	2		
27 看板転倒防止のための重石等	一式		
28 A型バリケード(標識付)	1	※委託者が準備するもの	
19 看板④ 交通規制啓発用(右折不可)	1	※委託者が準備するもの	
20 看板⑤ 交通規制啓発用(左折不可)	1	※委託者が準備するもの	
21 看板⑥ 交通規制啓発用(直進不可)	2	※委託者が準備するもの	
22 看板⑦ 右折不可看板	3	※委託者が準備するもの	④～⑩ 設置指示場所 [別紙2]資器材等設置・運搬場所図参照
23 看板⑧ 車両乗降場所誘導用(右折)	1	※委託者が準備するもの	
24 看板⑨ 車両乗降場所誘導用(左折)	1	※委託者が準備するもの	
25 看板⑩ 車両乗降場所案内用	1	※委託者が準備するもの	

【別紙2】資機材等設置・運搬場所図



【別紙4】実施本部設営図



テント内資機材合計数

テント:(1.5間×2間)×6
白色横幕:1.5間×5
" :2間×4
透明横幕:1.5間×3
" :2間×1
長机×13
パイプ椅子×34
ホワイトボード×1
暖房器具×3
音響設備×1セット

テント横幕凡例

白色横幕
透明横幕
- 横幕なし

実施本部

テント②～④内資機材数
テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント④拡大図

インフォメーション

テント①内資機材数
テント:(1.5間×2間)×1
白色横幕:1.5間×1
" :2間×1
透明横幕:1.5間×1
長机×3
パイプ椅子×4
暖房器具×1
音響設備一式(北側長机上に設置可)

▼ テント①拡大図

※植込	暖房	イス	イス	イス
		長机		
		イス	イス	イス
		長机		
		イス	イス	イス

明石警察

補導委員

テント⑤～⑥内資機材数

テント:(1.5間×2間)×2
白色横幕:1.5間×2
" :2間×1
透明横幕:1.5間×1
長机×1
パイプ椅子×16
暖房器具×2

暖房	イス	イス	イス	イス
	イス	イス	イス	イス
	イス	イス	イス	イス
	イス	イス	イス	イス
	イス	イス	イス	イス

▲ テント⑤拡大図

実施本部

テント②～④内資機材数
テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント③拡大図

インフォメーション

テント①内資機材数
テント:(1.5間×2間)×1
白色横幕:1.5間×1
" :2間×1
透明横幕:1.5間×1
長机×3
パイプ椅子×4
暖房器具×1
音響設備一式(北側長机上に設置可)

明石警察

補導委員

テント④拡大図

インフォメーション

テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント②拡大図

実施本部

テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント③拡大図

実施本部

テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント④拡大図

実施本部

テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

テント⑤拡大図

実施本部

テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

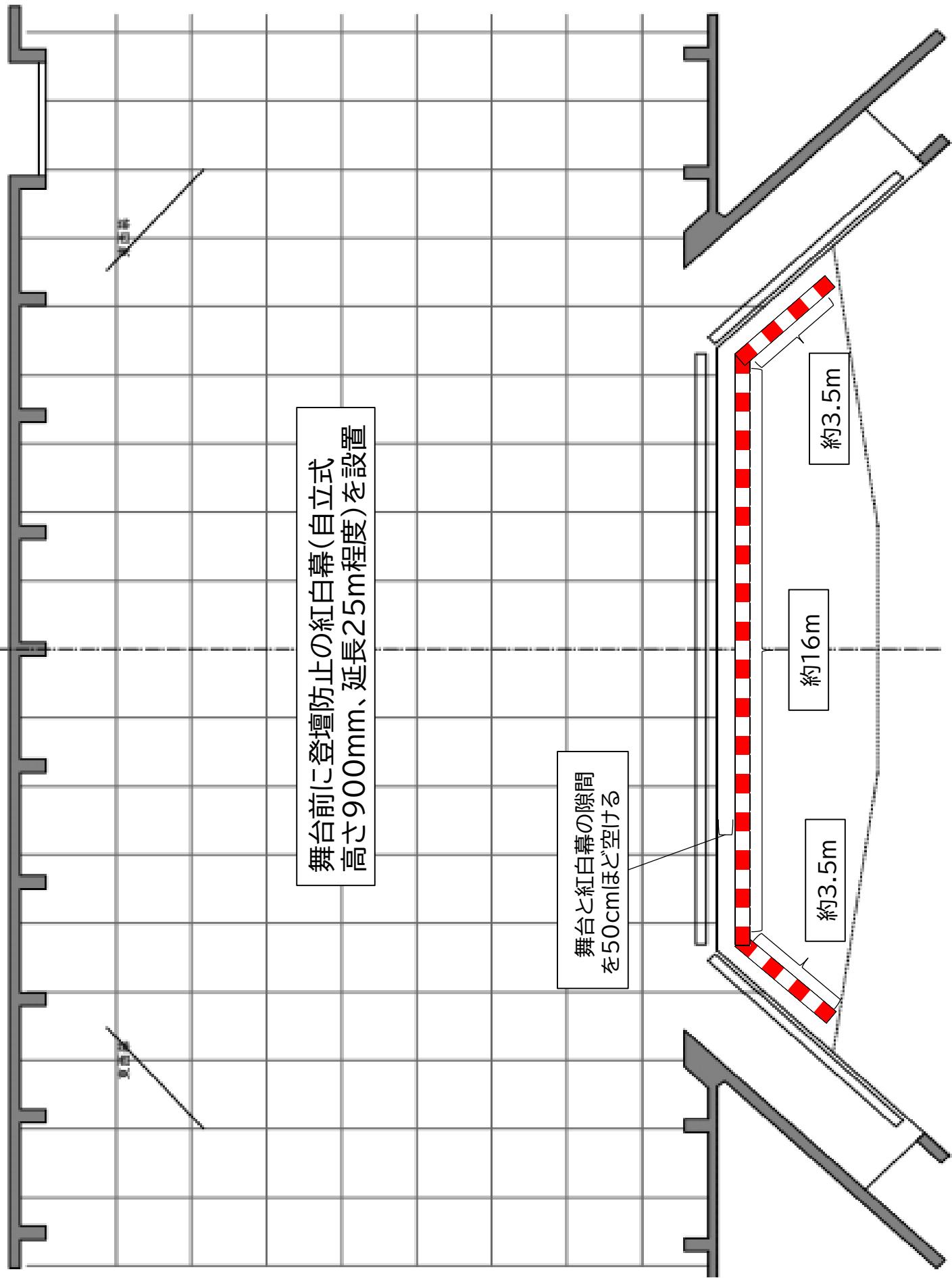
テント⑥拡大図

実施本部

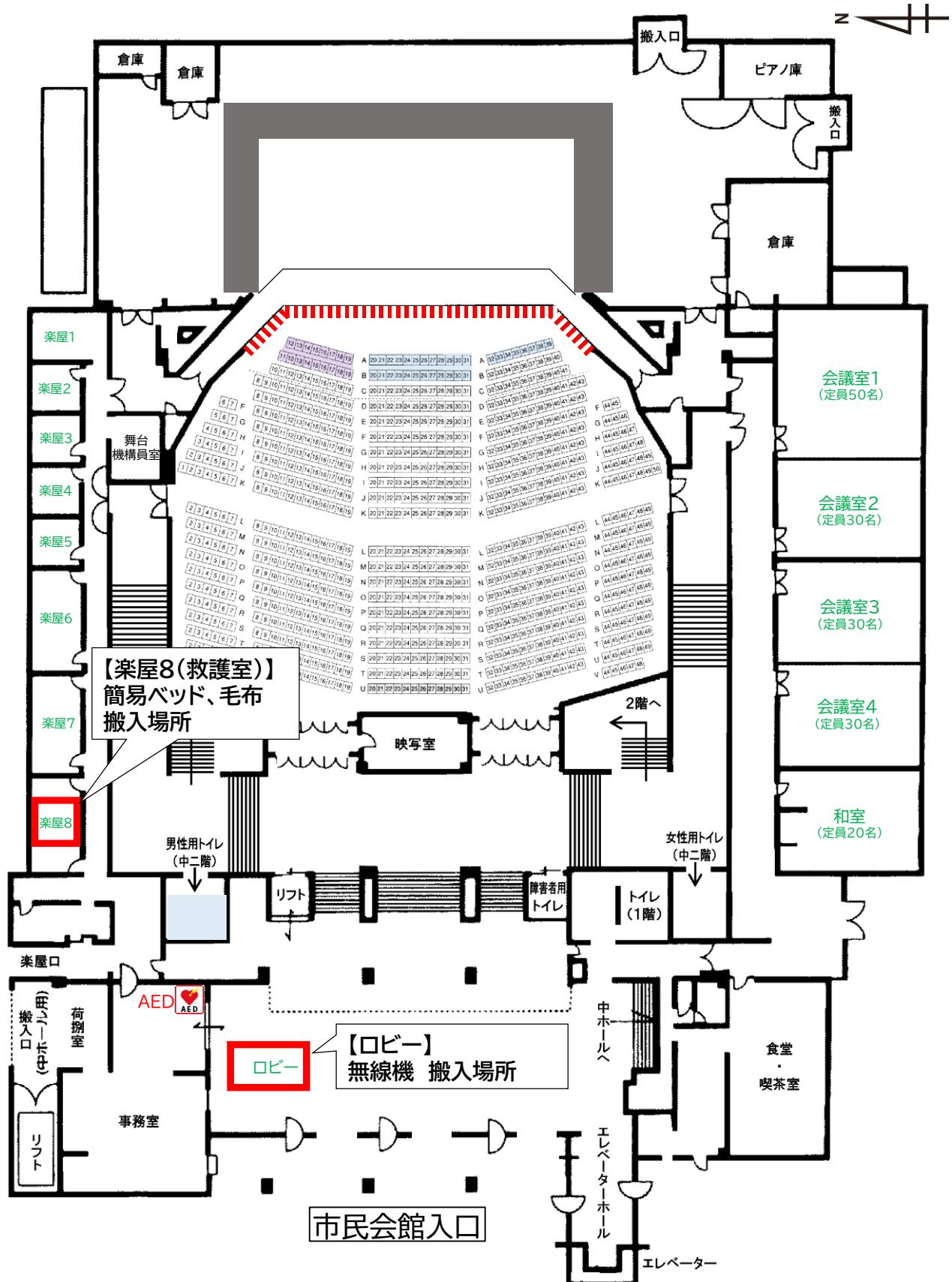
テント:(1.5間×2間)×3
白色横幕:1.5間×2
" :2間×2
透明横幕:1.5間×1
ホワイトボード×1
長机×9
パイプ椅子×14

[別紙5] 市民会内設営図(1)

大ホール舞台



【別紙5】市民会内設営図(2)



【別紙6】 看板作製見本(1)(12月20日までに設置)

受託者にて作成、運搬、設置及び撤去

① 駐車場使用禁止啓発用
【取付式・片面表示】
×2枚

お知らせ
消防出初式・はたちのつじい開催のため
1月11日(土) 午後6時から
1月13日(月) 午後5時まで
駐車場は使用できません

明石市消防局・教育委員会

② 交通規制啓発用
【取付式・片面表示】
×2枚

車両通行禁止
① 消防出初式 ② はたちのつじい開催のため
② 1月11日(日) 午前8時～午後1時
1月13日(月) 午前9時～午後4時30分
一般車両の通行はできません

明石市消防局・教育委員会

委託者にて準備
受託者にて運搬、設置及び返却

③ 交通規制啓発用(この先交通規制)
【自立式・片面表示】
×1枚
※自立式だが電柱等に括りつけること

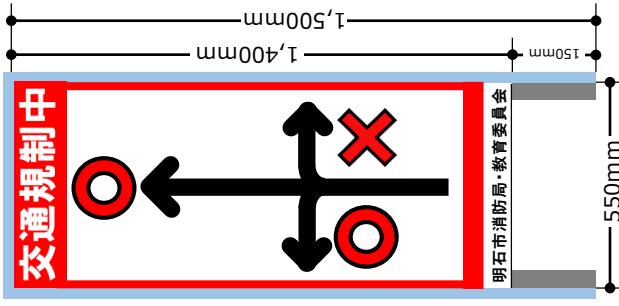


= 保護部材(スパンジ等)

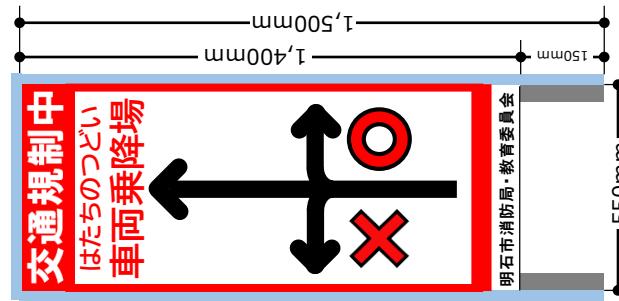
【別紙6】 看板作製見本(2)(當日8:00までに運搬及び設置)

委託者にて準備、受託者にて運搬、設置及び返却

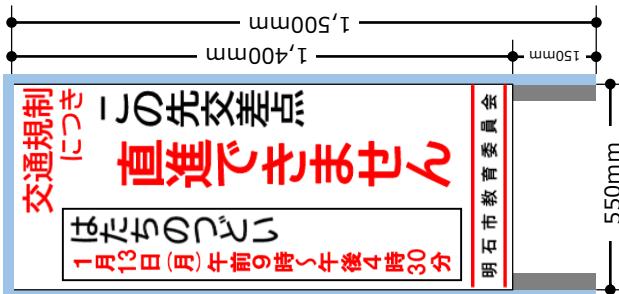
- 4 交通規制啓発用(右折不可)
【自立式・片面表示】
×1枚
※自立式だが電柱等に括り
つけること



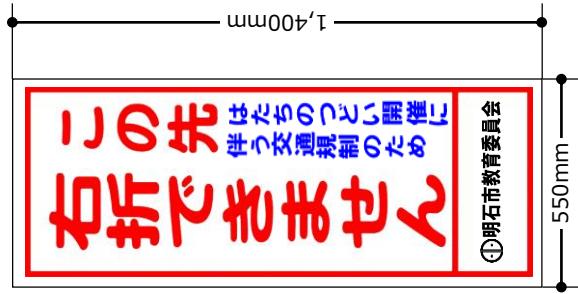
- 5 交通規制啓発用(左折不可)
【自立式・片面表示】
×1枚
※自立式だが電柱等に括り
つけること



- 6 交通規制啓発用(直進不可)
【自立式・片面表示】
×2枚
※自立式だが電柱等に括り
つけること



- 7 右折不可看板
【自立式・片面表示】
×3枚

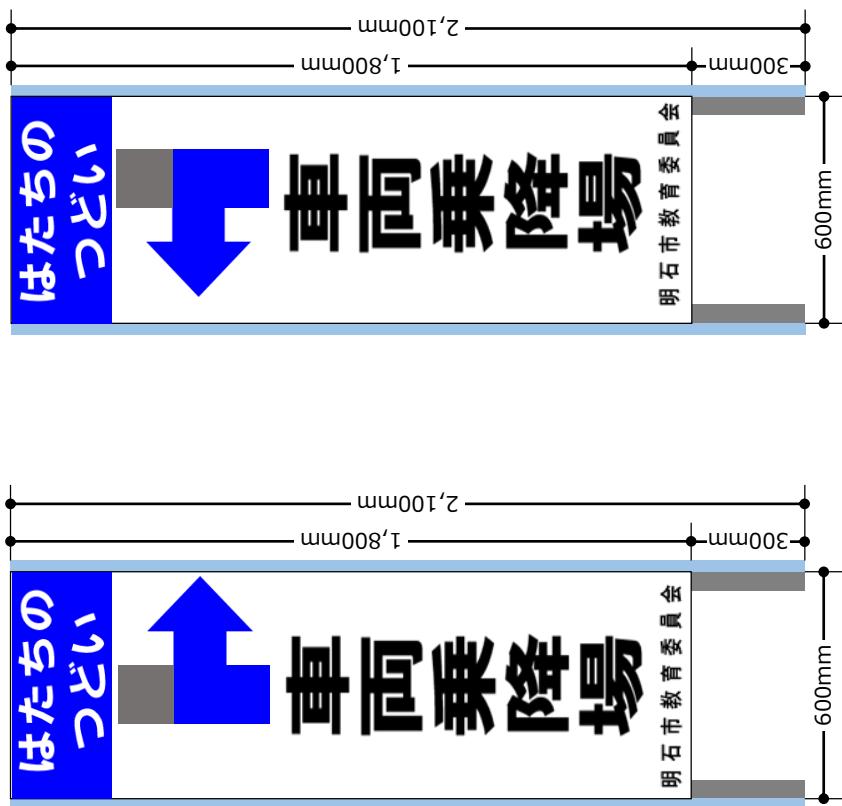


■ = 保護部材(スポンジ等)

【別紙6】 看板作製見本(3)(当日8:00までに運搬及び設置)

受託者にて作成、運搬、設置及び撤去

⑧ 車両乗降場所誘導用(右折)
【取付式・片面表示】
×1枚



⑨ 車両乗降場所誘導用(左折)
【取付式・片面表示】
×1枚



⑩ 車両乗降場所案内用
【自立式・片面表示】
×6枚



⑪ 歩行者専用看板
(交通規制資器材と共に設置)
【自立式・片面表示】
×6枚



= 保護部材(スポンジ等)